

改正

平成21年3月5日告示第28号

平成26年10月20日告示第186号

廃止 平成28年3月24日告示第29号

平成29年3月31日告示第74号

平成30年3月30日告示第88号

平成31年3月29日告示第75号

令和4年3月30日告示第61号

令和7年3月18日告示第39号

三次市地域集会施設整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域におけるコミュニティづくりを推進するため、住民自治組織自らが行う地域集会施設整備等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「住民自治組織」とは、自治会、コミュニティ振興会等おおむね10世帯以上の住民によって自主的に組織され、継続的に組織活動を行うものをいう。

2 この告示において「集会施設」とは、地域住民の集会、各種グループ活動等のコミュニティ活動の場として利用に供するものをいう。

3 この告示において「新築」とは、建物の存しない土地の部分（更地）又は建物の全部を除却した土地の部分に新たに集会施設を建築することをいう。

4 この告示において「改修」とは、集会施設として既存の建物を修繕（模様替えを含む。）することをいう。

5 この告示において「買収」とは、集会施設として既存の建物を買収することをいう。

6 この告示において「借上げ」とは、集会施設が設置されていないため、その代替施設として民家等を賃貸借契約により借り上げることをいう。

7 この告示において「解体撤去」とは、集会施設を解体し、撤去することをいう。

8 この告示において「アスベスト」とは、集会施設に露出して施工されている建材に使用されているアスベストをいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 建物の新築に要する経費（工事事務費を除く。）
- (2) 建物の改修に要する経費（工事事務費を除く。）
- (3) 建物の買収に要する経費（買収事務費及び工事事務費を除く。）
- (4) 建物の解体撤去に要する経費（工事事務費を除き、賃貸借契約に基づく建物用地の原状回復に係る経費（事務費を除く。）を含む。）
- (5) 建物の借上げに要する経費（借上事務費及び賃貸借契約に係る敷金、権利金その他これらに類する費用を除く。）
- (6) 建物に施工されているアスベストの有無の分析調査及びそのアスベスト除去等（撤去、処分等）に要する経費（事務費を除く。）

2 補助金の額等は次の表のとおりとし、前項第1号から第4号までの補助金について補助金の額が10万円に満たないときは、補助しないものとする。

区分	補助率	限度額	備考
建物の新築に要する経費	2分の1以内の額	300万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。
建物の改修に要する経費	2分の1以内の額	100万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。
建物の買収に要する経費	2分の1以内の額	300万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。
建物の解体撤去に要する経費	2分の1以内の額	100万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。
建物の借上げに要する経費	2分の1以内の額	5万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。
建物に施工されているアスベストの有無の分析調査及びそのアスベスト除去等（撤去、処分等）に要	10分の10以内の額	100万円	1,000円未満の端数は、切り捨てる。

する経費			
------	--	--	--

3 第1項第5号の補助金の額について、年度の途中において契約の変更等があったときは、月割りにより算定するものとし、1月未満の期間については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請は、地域集会施設整備等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める提出期限までに行うものとする。

- (1) 地域集会施設整備等事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域集会施設整備等事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1号の規定による事業内容の変更承認を受けようとするときは、地域集会施設整備等事業計画変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 申請者が法人にあつては、市税その他納入金を期限までに完納していなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付及び額の決定を行い、補助金交付指令書を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助事業の遂行が困難となったときは、当該補助事業の申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第8条 当該申請者は、補助事業の遂行及び支出の状況について市長の要求があったときは、地域集会施設整備等事業状況報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1号の規定による事業実績報告書は、地域集会施設整備等事業実績報告書（様式第6号）のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

- 2 前項の地域集会施設整備等事業実績報告書には、地域集会施設整備等事業実績書（様式第7号）及び地域集会施設整備等事業収支決算書（様式第8号）を添付しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第10条 当該補助事業に関する帳簿及び書類は、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度末日までこれを保存しなければならない。

（取得財産の登記義務）

第11条 この告示によって取得した財産は、適正な登記手続きを行わなければならない。

（財産処分の制限期間）

第12条 この告示によって取得した財産は、当該補助事業の完了した日から起算して10年間は、処分することができない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、地域集会施設整備等事業補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年6月14日から施行する。

（災害時等の特例）

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、災害時等緊急対応が必要な場合で、市長が特に必要と認めた場合の補助率は、3分の2以内の額を限度とする。この場合において、前段における限度額の上限は第3条第2項の表中限度額の欄のとおりとする。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成21年告示第28号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年3月5日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、同号に定める日から施行する。

（1）第3条第1項に1号を加える改正規定 平成21年4月1日

（補助金額の特例）

- 2 この告示の施行の日から平成22年3月31日までの間、第3条第1項第1号から第3号までに規定する補助金については、同条第2項の表中「2分の1以内の額」とあるのを「10分の7以内の

額」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定にされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月20日告示第186号）

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第29号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第74号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第88号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第73条から第93条までの規定 平成31年3月30日

(2) 略

附 則（令和7年3月18日告示第39号）

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和7年3月30日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度地域集会施設整備等事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

代表者 住 所

組織名

役 職・氏 名

印

連絡先（ ） ー

年度地域集会施設整備等事業補助金として次のとおり交付してください。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他（参考となる資料等）

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業実施主体

4 利用対象地域の現況

(1) 利用の範囲（地域の名称，人口，世帯数等）

地域の名称

人 口

世 帯 数

(2) コミュニティ関係団体及びグループ

名 称	会 員 数	主 な 活 動 状 況

(3) 他のコミュニティ関連施設

名 称	規 模	構 造	所有者	建設時期	主 な 利 用 状 況

注 1 公，私有を問わず，対象地域内にあるすべての集会用施設を記入すること。

2 地域図に位置を記入のこと。

(4) 現状の集会の方法

5 施設の規模、構造等

- (1) 敷地の状況（契約状況の分かるものを添付）
- (2) 建物の新築、改修、買収、解体撤去又は借上げの別
- (3) 建物の構造及び規模

構 造

建(床)面積 平方メートル

延 面 積 平方メートル

6 施設の管理計画(管理者、管理費及びその財源その他の管理計画)

管理者

管理費（財源）

管理方法

7 施工計画

- (1) 着工年月日 年 月 日
- (2) 完成年月日 年 月 日
- (3) 開設年月日 年 月 日

8 その他参考資料

- (1) 地域図（主な利用範囲を明示したもの）
- (2) 位置図
- (3) 設計図（配置図、平面図及び立面図）
- (4) 組織の規約、役員名簿、総会資料等

(5) 借上げしている土地については、賃貸借契約書の写し及び土地建物登記簿
謄本

(6) その他

様式第3号（第4条関係）

地域集会施設整備等事業収支予算書

1 収入

区 分	金 額	積 算 根 拠
三次市補助金		地域集会施設整備等事業補助金
地域住民負担金		
合 計		

2 支出

区 分	予 算 額	補助対象経 費	補助金等充当 額	積 算 根 拠
本工事費				
建物買収費				
附帯工事費				
施設借上費				
事務費				
敷地購入費				
整地費				
合 計				

3 添付資料

(1) 工事費見積明細書又は見積書の写し

(2) その他参考資料

様式第4号（第5条関係）

年度地域集会施設整備等事業計画変更承認申請書

年 月 日

三次市長 様

代表者 住 所

組織名

役 職・氏 名

印

連絡先（ ） —

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助事業の内容

を，次のとおり変更したいので承認してください。

1 変更する理由

2 変更前の事業の内容

3 変更後の事業の内容

年 月 日

三次市長 様

代表者 住 所

組織名

役 職・氏 名

印

連絡先（ ） ー

事 業 実 施 率		事 業 費 支 出 率	
着 工 年 月 日		事 業 費 総 額 A	円
完成予定年月日		現 在 ま で の 支 出 額 B	円
現 在 の 進 捗 率	%	B / A	%
(備考)			

様式第6号（第9条関係）

年度地域集会施設整備等事業実績報告書

年 月 日

三次市長 様

代表者 住 所

組織名

役 職・氏 名 印

連絡先（ ） ー

年 月 日付けで交付決定通知のあった、 年度地域集会施設
整備等事業が完成しましたので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他（参考となる資料、写真等）

地域集会施設整備等事業実績書

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 事業実施主体

4 建物の新築，改修，買収，解体撤去又は借上げの別

5 施工期間

(1) 着工年月日 年 月 日

(2) 完成年月日 年 月 日

(3) 開設年月日 年 月 日

6 その他

(1) 新築，改修，解体撤去については，施工中及び施工後の写真

(2) その他参考資料

様式第8号（第9条関係）

地域集会施設整備等事業収支決算書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額
三次市補助金			
地域住民負担金			
合 計			

2 支 出

（単位：円）

区 分	予算額	補助対象 経費	決算額	補助対象 経費	補助金等 充当額	増 減 額
本工事費						
建物買収費						
附帯工事費						
施設借上費						
事務費						
敷地購入費						
整地費						
合 計						

3 添付資料

- (1) 工事請負契約書の写し，建物売買契約書の写し
- (2) 領収書等支払ったことを証明する書類
- (3) その他参考資料